

# 上富良野町共同企業体取扱要綱

(平成元年4月1日制定)

(平成3年4月1日決定)

(平成14年2月18日決定)

(平成24年3月1日決定)

(平成25年1月31日決定)

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この要綱は、上富良野町が発注する建設工事又は業務委託（以下「工事等」という。）の確実かつ効果的施行を図るとともに、中小建設業者又は関係事業者（以下「関係事業者」という。）の健全な育成を図るために結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱は、町長が特に必要と認める場合は、上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例（平成17年上富良野町条例第3号）に基づく指定管理協定及び上富良野町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年上富良野町条例第1号）に基づく長期継続契約において適用することができる。

### (定義)

第2条 この要綱において「特定共同企業体」とは、特定の工事等の施行を目的として、工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

2 この要綱において「経常共同企業体」とは、関係事業者が断続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施行力を強化することを目的として結成されるもので、施行する工事等が特定されていない共同企業体をいう。

### (施行方式)

第3条 特定共同企業体又は経常共同企業体により行う工事等の施行は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって、当該工事等の完成に当たる共同施行方式によるものとする。

## 第2章 特定共同企業体

### (対象工事等)

第4条 特定共同企業体により施行することができる工事等は、次に掲げる工事等の種別に応じ当該各号に定める予定金額（工事においては、「設計金額」。業務委託においては、「予算額」をいう。次項において同じ。）以上のもので、その工期、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、共同請負等によることが適当と認められるものとする。

(1) 土木工事、下水道工事 50,000千円以上

(2) 建設工事	100,000 千円以上
(3) その他の工事	30,000 千円以上
(4) 業務委託	10,000 千円以上

2 前項の規定にかかわらず、予定金額が同項各号に定める金額のおおむね2分の1以上の工事等で特殊な技術を要する等、技術的難度が高く、共同請負等により施行させることが特に必要と認められるときは、特定共同企業体に施行させることができる。

(構成員数)

第5条 構成員の数は、2又は3社とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(構成員となるべき者の組合せ)

第6条 等級区分が設けられている工事等に係る格付等級の組合せは、特定共同企業体の構成員数に応じて、上富良野町公告式条例（昭和27年上富良野町条例第1号）の定めるところにより公示する要綱（以下「公示要綱」という。）においてその都度指定する組合せとすること。この場合において、次順位の等級に認定されている有資格業者の数は、原則として総構成員の2分の1を上回らないものとする。

2 経常共同企業体を特定共同企業体の構成員とすることはできない。

(構成員の要件)

第7条 特定共同企業体は、すべての構成員が次の各号（業務委託を目的とする場合にあっては第1号）の要件を満たさなければならない。

- (1) 発注工事等に対応する工事等の種別について、上富良野町 競争入札参加資格を有していること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を受けてからの営業年数が4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、4年未満でもこれを同等として取扱うことができる。
- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

2 町長は、前項に定める要件のほか、工事等ごとの公示要綱において要件の追加をすることができる。

(結成方法及び代表者)

第8条 特定共同企業体の結成方法は、公示要綱に基づき、自主結成とする。この場合、特定共同企業体の各構成員は、当該工事等に係る2以上の特定共同企業体の構成員とすることができない。

2 特定共同企業体の協定書は、別記様式第2号に定めるところによる。

(構成員の出資の割合)

第9条 特定共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。この場合において代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を下回ってはならない。

(入札参加資格申請)

第 10 条 第 8 条の規定により結成した特定共同企業体は、町長が指定した日までに競争入札参加資格審査申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

(資格審査)

第 11 条 前条の規定により提出された申請書によって資格審査を行い、適格と認める特定共同企業体を競争入札参加資格者に決定する。

2 前項の規定による資格審査の結果、不適格と決定された特定共同企業体については、その代表者に対してその旨通知する。

(存続期間)

第 12 条 発注工事等の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等の契約の履行後（上富良野町建設工事施行規則〈昭和 47 年上富良野町規則第 4 号〉第 11 条第 1 項の規定に基づく跡請保証としている場合は、当該跡請保証の義務完了後）3 ヶ月を経過するときまでとする。

2 発注工事等の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等に係る契約が締結されたときまでとする。

### 第 3 章 経常共同企業体

(対象工事)

第 13 条 経常共同企業体により施工することができる工事は、特定共同企業体により施工する工事以外の工事を対象とし、原則として、当該経常共同企業体の工事種類別の格付等級に対応する契約予定価格の範囲内で、かつすべての構成員が技術者を適正に配置することが可能な工事とする。

(構成員数)

第 14 条 構成員数は、2 社とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(組合せ)

第 15 条 構成員の組合せは、同一の工事で同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、土木工事、建設工事において、下位の等級に格付されている者に十分な施工能力があると認められる場合には、直近 2 等級までの組合せとすることができる。

(構成員の要件)

第 16 条 経常共同企業体は、すべての構成員が次の各号の要件を満たしていなければならない。

(1) 発注工事に対応する工事の種別について、上富良野町競争入札参加資格を有し、かつ格付等級が第 2 位等級以下であること。

(2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条の要件を満たす中小企業で

あること。

- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、元請として相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合には、3年未満でもこれを同等として取扱うことができる。
- (4) 発注工事の同種の工事について元請としての施工実績を有していること。ただし、元請としての施工実績がない構成員が当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合には、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- (5) 発注工事の請負代金の額が2千5百万円以上（建築工事の場合は5千万円以上）であるときは、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

（結成方法）

第17条 経常共同企業体は、上富良野町競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

2 経常共同企業体の協定書は、別記様式第4号に定めるところによる。

3 代表者は、構成員において決定された者とする。

（構成員の出資の割合）

第18条 経常共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。

（登録）

第19条 1つの企業が結成することができる経常共同企業体の数が3までとし、登録できる登録工種は3までとする。ただし、1つの企業が複数の経常共同企業体を結成した場合であっても、1つの登録工種に登録できる経常共同企業体の数は1とする。

（入札参加資格申請）

第20条 経常共同企業体の競争入札参加資格審査申請書（別記様式第3号）の提出の時期は、町長が別に定める。

2 経常共同企業体は、別に町長が定める書類を提出しなければならない。

（資格審査）

第21条 前条第2項の規定により提出された書類及び各構成員が単体企業として競争入札参加資格審査申請の際に提出した書類によって資格審査を行い、適格と認める経常共同企業体を競争入札参加資格者に決定する。

2 前項の規定による資格審査の結果、不適格と決定された経常共同企業体については、その代表者に対してその旨通知する。

（有効期限）

第22条 経常共同企業体の登録の有効期間は、競争入札参加資格審査基準審査年の当初に申請のあったものは2年とする。ただし、随時の申請を受付けた場合は、その残りの期間とする。

(解散・脱退等)

第 23 条 経常共同企業体は、みだりに解散してはいけない。ただし、構成員全員の同意があり、かつ町長が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、構成員の脱退について準用する。

3 登録期間中の構成員の組合せの変更は認めない。

(委 任)

第 24 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月1日)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月18日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日)

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月1日)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。